

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設 指定管理者業務委託 資料等

- * 地域図書室システムについて
- * 指定管理者の運営関係のリース
- * 利用実績表
- * 光熱水費実績表
- * 備品一覧
- * 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例
- * 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則
- * 事業者選定等に関する手続き要綱
- * 指定管理者選定評価委員会等の委員の選定に関する指針

地域図書室システムについて

川崎市発注により図書システムを構築し、運用管理は、「ミツイワ株式会社営業本部」が実施している。そのため、運用保守管理の委託契約が必要です。平成31年4月から導入し、令和7年度にはシステム更新が行われました。（別途、パソコン3台のリース契約が必要です。）

○ クラウド方式の図書室システムのシステム機能

- （１）窓口業務（貸出、返却、資料検索、利用者登録等）
- （２）利用者管理業務
- （３）資料管理業務（書誌データ管理、蔵書（ローカル）データ管理、蔵書点検業務等）
- （４）発注受入管理業務
- （５）予算管理業務
- （６）作表・統計業務（各種書誌系統計、利用統計、各種帳票出力、各種データ出力等）
- （７）WEBによる資料検索

指定管理者の運営関係のリース

地域図書室システム用パソコン	3 台
事業用パソコン	7 台
利用者貸出用パソコン	3 台
A E D	1 台
コピー機（事務及び市民団体用）	1 台
コピー機（地域図書室用）	1 台

利用実績表

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
集会室	利用件数(コマ数)	809	803	831	859
	利用率(%)	77.7%	76.9%	79.8%	82.5%
和室	利用件数(コマ数)	519	510	582	597
	利用率(%)	49.9%	48.9%	55.9%	57.3%
調理室	利用件数(コマ数)	210	278	271	289
	利用率(%)	20.2%	26.6%	26.0%	27.8%
実習室	利用件数(コマ数)	449	522	567	530
	利用率(%)	43.1%	50.0%	54.5%	50.9%
第1学習室	利用件数(コマ数)	574	598	505	526
	利用率(%)	55.1%	57.3%	48.5%	50.5%
第2学習室	利用件数(コマ数)	619	627	559	539
	利用率(%)	59.5%	60.1%	53.7%	51.8%
第3学習室	利用件数(コマ数)	549	563	535	555
	利用率(%)	52.7%	53.9%	51.4%	53.2%
グループ室1	利用件数(コマ数)	583	545	599	598
	利用率(%)	42.0%	39.2%	43.2%	43.1%
グループ室2	利用件数(コマ数)	552	539	556	504
	利用率(%)	39.8%	38.7%	40.1%	36.3%
フリースペース・ ギャラリー	利用件数(コマ数)	428	518	623	530
	利用率(%)	30.8%	37.2%	44.9%	38.2%
グループ学習室	利用件数(コマ数)	3,798	3,964	4,382	4,820
	利用率(%)	68.4%	71.2%	78.9%	86.8%

アリーノ地域蔵書	貸出冊数(冊)	92,724	94,823	89,351	88,158
市立図書館	予約貸出冊数(冊)	34,060	30,361	31,351	29,882

利用者人数	総人数(人)	87,866	93,803	104,016	107,958
-------	--------	--------	--------	---------	---------

光熱水費実績表

	年度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
電気	使用量(KWh)	138,432	144,217	151,946	113,434
	料金	4,535,936	4,144,074	4,363,000	4,797,346
ガス	使用量(m3)	100	188	227	183
	料金	27,425	38,572	46,784	39,414
水道	使用量(m3)	825	889	904	922
	料金	357,053	396,197	400,481	416,382
光熱水費合計		4,920,414	4,578,843	4,810,265	5,253,142

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設備品一覧

備品番号	品 名	規 格	単位
00000012	ピアノ	C S	台
00000689	パンフレットスタンド	ライオンK S - 3 1 0 S A 4 判3 0 スポット	台
00000690	パンフレットスタンド	ライオンK S - 3 1 0 S A 4 判3 0 スポット	台
00000691	パンフレットスタンド	ライオンK S - 3 1 0 S A 4 判3 0 スポット	台
00000692	パンフレットスタンド	ライオンK S - 2 1 0 S A 4 判2 0 スポット	台
00000693	アンプ&ミキサーセット	ビクターP S - M 6 0 0 P	組
00000886	自立式映写スクリーン	ウチダK P - 8 0 B	台
00000954	ダイヤル式耐火金庫	K I N G C R O W N X - 2 ㊹	台
00001212	丁合機	ホリゾンQ C - S 3 0	台
00001276	キャスター付展示ボード（ビンタイプ）	トヨセットE P R K 4 0 6 - B + E P R T 1 8 5 C × 2	組
00001277	キャスター付展示ボード（ビンタイプ）	トヨセットE P R K 4 0 6 - B + E P R T 1 8 5 C × 2	組
00001278	キャスター付展示ボード（ビンタイプ）	トヨセットE P R K 4 0 6 - B + E P R T 1 8 5 C × 2	組
00001279	キャスター付展示ボード（ビンタイプ）	トヨセットE P R K 4 0 6 - B + E P R T 1 8 5 C × 2	組
00001280	キャスター付展示ボード（ビンタイプ）	トヨセットE P R K 4 0 6 - B + E P R T 1 8 5 C × 2	組
00001281	キャスター付展示ボード（ビンタイプ）	トヨセットE P R K 4 0 6 - B + E P R T 1 8 5 C × 2	組
00001590	作業台	P i c a : K W S - A 6 0	台
00001612	裁断機	ライオンP C - 1 3 4 P	台
00001613	紙折機	ホリゾンP F - P 3 1 0 0	台
00001669	3 2 V 型液晶テレビ	シャープL C - 3 2 E 5	台
00001678	演台	W 9 0 0、キャスター付（2ケ）、天板コードホール付、チーク柄	台
00001679	花台	W 4 5 0、チーク柄	台
00001680	司会台	W 5 0 0 × D 3 7 0 × H 1 0 0 0	台
00001772	岩井昌代作・La Vie en r o s e（ラ・ヴィ・アン・ローズ）	絵画・油彩画・F 1 0 0 号（寄贈）	点
00002688	脚付両面ホワイトボード（片面投影対応）	セイコーS W E - 1 8 9 0 R、板面W 1 8 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002689	脚付両面ホワイトボード	ライオンN R - 3 1 N A、板面W 1 8 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002690	脚付両面ホワイトボード	ライオンN R - 3 1 N A、板面W 1 8 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002691	脚付両面ホワイトボード	ライオンN R - 3 1 N A、板面W 1 8 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002692	脚付両面ホワイトボード	ライオンN R - 3 1 N A、板面W 1 8 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002693	脚付両面ホワイトボード	ライオンN R - 3 1 N A、板面W 1 8 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002694	脚付両面ホワイトボード	ライオンN R - 3 2 N A、板面W 1 2 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002695	脚付両面ホワイトボード	ライオンN R - 3 2 N A、板面W 1 2 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002696	脚付両面ホワイトボード	ライオンN R - 3 2 N A、板面W 1 2 0 0 × H 9 0 0 サイズ	台
00002852	脚立	P i c a : H M - C 1 8 0	台
00003121	ダブルカセットデッキ（ラックマウント付）	ビクターT D - W 6 0 3 M K I I I	台
00003122	C D & M D プレーヤー（ラックマウント付）	ビクターX U - D 4 0 0 M K I I	台
00003459	片袖机（W 1 2 0 0 幅）	トヨセット A S S E - 1 2 7 F R C G D 7 0 0 × H 7 0 0	脚
00003565	ワイヤレスチューナー（ラックマウント金具付）	ビクターW T - 9 0 4 - B	台
00003566	主電源ユニット	ビクターP S - P 3 2 - B	台
00003568	ハンド型ワイヤレスマイクロホン（スピーチ用）	ビクターW M - P 9 7 0	本
00003570	タイピン型ワイヤレスマイクロホン	ビクターW M - P 9 8 0 及びW T - U M 8 0	本
00003571	ダイナミックマイクロホン	オーディオテクニカP R O - 3 0 0	本
00003572	ダイナミックマイクロホン	オーディオテクニカP R O - 3 0 0	本
00003573	ダイナミックマイクロホン	オーディオテクニカP R O - 3 0 0	本
00003574	ワイヤレスアンプ	T O A : W A - 1 8 1 2	台
00003575	ワイヤレスアンプ用チューナーユニット	T O A : W T U - 1 8 2 0	個
00003576	ワイヤレスアンプ用チューナーユニット	T O A : W T U - 1 8 2 0	個
00003577	ハンドマイク型ワイヤレスマイクロホン	T O A : W M - 1 2 2 0	本
00003578	ハンドマイク型ワイヤレスマイクロホン	T O A : W M - 1 2 2 0	本
00003579	ツープース型ワイヤレスマイクロホン	T O A : W M - 1 3 2 0	本
00003580	収納式スライドトレイ付アジャスタブル映写スタンド	オーロラA S - 7 0 0	台
00003651	ノートパソコン	F M V N F E 7 2 0 W	台

備品番号	品 名	規 格	単位
00004339	事務机（片袖）	W1200×D700×H700	脚
00004367	ベルトパーテーション	セイコーAP-BR281赤	台
00004368	ベルトパーテーション	セイコーAP-BR281赤	台
00004369	ベルトパーテーション	セイコーAP-BR281赤	台
00004370	ベルトパーテーション	セイコーAP-BR281赤	台
00004371	ベルトパーテーション	セイコーAP-BR281赤	台
00004382	畳マット	オリバーKON-T002	枚
00004383	畳マット	オリバーKON-T002	枚
00004384	畳マット	オリバーKON-T002	枚
00004404	パネル	ライオン PS-C1512N	台
00004657	スタッキングチェア収納台車	アイリスチトセFNT用	台
00004658	スタッキングチェア収納台車	アイリスチトセFNT用	台
00004659	スタッキングチェア収納台車	アイリスチトセFNT用	台
00004660	スタッキングチェア収納台車	アイリスチトセFNT用	台
00004661	スタッキングチェア収納台車	アイリスチトセFNT用	台
00004662	スタッキングチェア収納台車	アイリスチトセFNT用	台
00004663	スタッキングチェア収納台車	アイリスチトセFNT用	台
00004665	キャンバスかご付台車	サカエSC-SSG-2	台
00004701	スタッキングチェア台車	アイリスチトセ（FNT用）	台
00004702	スタッキングチェア台車	アイリスチトセ（FNT用）	台
00004703	スタッキングチェア台車	ライオン（T-15）	台
00005076	卓球台	18LT-92226	台
00005399	卓球台	18LT-922226 セバレート式	台
00005400	卓球台	18LT-922226 セバレート式	台
00005402	卓球台	18LT-922226 セバレート式	台
00005431	折りたたみ机	W1800×D450×H700（展開時）、真ん中2つ折	脚
00005432	折りたたみ机	W1800×D450×H700（展開時）、真ん中2つ折	脚
00005433	折りたたみ机	W1800×D450×H700（展開時）、真ん中2つ折	脚
00005434	折りたたみ机	W1800×D450×H700（展開時）、真ん中2つ折	脚
00005435	折りたたみ机	W1800×D450×H700（展開時）、真ん中2つ折	脚
00005438	折りたたみ机	W1800×D450×H700（展開時）、真ん中2つ折	脚
00005439	折りたたみ机	W1800×D750×H700、脚折りたたみ式	脚
00005440	折りたたみ机	W1800×D750×H700、脚折りたたみ式	脚
00005441	折りたたみ机	W1800×D750×H700、脚折りたたみ式	脚
00005442	折りたたみ机	W1800×D750×H700、脚折りたたみ式	脚
00007226	紙バック式業務用掃除機	日立CV-G95K	台
00007227	紙バック式業務用掃除機	日立CV-G95K	台
00007867	レターケース	W855×D380×H980	台
00007868	レターケース	W900×D450×H720	台
00008353	卓球台	ミズノ 83JLT023 セバレート式	台
00009157	10人用更衣ロッカー	トヨセットULA-10N	台
00010005	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010006	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010007	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010008	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010009	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010010	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010011	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010012	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010013	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010014	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010015	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010016	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台

備品番号	品 名	規 格	単位
00010017	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010018	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010019	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010020	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010021	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010022	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010023	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010024	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010025	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010026	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010027	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010028	並行スタックテーブル3人用	岡村 8184CA-MG16	台
00010132	会議用テーブル	W1500×D750×H700、片側キャスター脚、半円型	脚
00010133	会議用テーブル	W1500×D750×H700、片側キャスター脚、半円型	脚
00010134	会議用テーブル	W1500×D750×H700、片側キャスター脚、半円型	脚
00010135	会議用テーブル	W1500×D750×H700、片側キャスター脚、半円型	脚
00010136	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、左1/4楕円型	脚
00010137	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、左1/4楕円型	脚
00010138	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、左1/4楕円型	脚
00010139	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、左1/4楕円型	脚
00010140	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、左1/4楕円型	脚
00010141	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、左1/4楕円型	脚
00010142	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、右1/4楕円型	脚
00010143	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、右1/4楕円型	脚
00010144	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、右1/4楕円型	脚
00010145	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、右1/4楕円型	脚
00010146	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、右1/4楕円型	脚
00010147	会議用テーブル	W1800×D750、片側キャスター脚、右1/4楕円型	脚
00012759	空気清浄機 A i r d o g X 5 s	幅306×奥行316×高さ650 (mm)	台
00012760	空気清浄機 A i r d o g X 5 s	幅306×奥行316×高さ650 (mm)	台
00012761	空気清浄機 A i r d o g X 5 s	幅306×奥行316×高さ650 (mm)	台
00012762	空気清浄機 A i r d o g X 5 s	幅306×奥行316×高さ650 (mm)	台
00012763	空気清浄機 A i r d o g X 5 s	幅306×奥行316×高さ650 (mm)	台
00012764	空気清浄機 A i r d o g X 5 s	幅306×奥行316×高さ650 (mm)	台
00012909	キッチンボード	トヨセット GS-S600R、W600×D396×H1800	台
00012910	キッチンボード	トヨセット GS-S600R、W600×D396×H1800	台
00012916	ベース付オープンシステム棚	コクヨBWU-K75/S5	台
00012917	軽量棚	クリエイト O-86C	台
00012918	軽量棚	クリエイト O-86C	台
00012919	軽量棚	クリエイト O-86C	台
00012920	軽量棚	クリエイト O-86C	台
00012921	軽量棚	クリエイト O-75C	台
00012922	E I A 規格対応スチール扉付木製オーディオラック	オーロラE I A-24BS	台
00012956	軽量棚	W880×D455×H1800	台
00012957	軽量棚	W880×D455×H1800	台
00012958	軽量棚	W880×D455×H1800	台
00013247	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013248	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013249	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013251	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013252	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013253	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013254	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台

備品番号	品 名	規 格	単位
00013255	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013257	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013259	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00013260	ノートパソコン	EPSON Endeavor NJ3100	台
00014760	2段調理対応オープン電子レンジ	シャープRE-S30A-W	台
00014761	ノンフロン冷凍冷蔵庫	SJ-F500R-H	台
00014807	ガス炊飯器	リンナイRR-40S1	台
00025786	ブックトラック	マルゼン 5011Y	台
00025787	ブックトラック	マルゼン 5009R	台
00025788	ブックトラック	マルゼン 5009Y	台
00025795	車イス対応スライドテーブル付記載台	コクヨTV-YT33NN	台
00025796	傘立て	セイコーUW-135W、オープンタイプ、48本用	台
00025797	傘立て	セイコーUW-135W、オープンタイプ、48本用	台
00025798	傘立て	セイコーUW-135W、オープンタイプ、48本用	台
00025799	傘立て	セイコーUW-135W、オープンタイプ、48本用	台
00025800	実習教示ミラー	ウチダYM-38	台
00025801	折りたたみ式ポータブルステージ（内折れ式）	ライオンNO. 484A、W2400×D1200×H400	台
00025802	折りたたみ式ポータブルステージ（内折れ式）	ライオンNO. 484A、W2400×D1200×H400	台
00025803	折りたたみ式ポータブルステージ（内折れ式）	ライオンNO. 484A、W2400×D1200×H400	台
00025804	折りたたみ式ポータブルステージ（内折れ式）	ライオンNO. 484A、W2400×D1200×H400	台
00025805	折りたたみ式ポータブルステージ（内折れ式）	ライオンNO. 484A、W2400×D1200×H400	台
00025806	ポータブルステージ用ステップ	ライオンNO. 200、H400用	台
00025807	ポータブルステージ用ステップ	ライオンNO. 200、H400用	台
00025925	姿見	和室用	台
00026032	水道直結式ウォータークーラー	HITATI RW-223PD 自動洗浄機能付	台
00036047	スチール書庫	ライオン456-10、W880×D400×H810	台
00036104	引き出し型書庫	W900×D450×H1100	台
00036105	引き出し型書庫	W900×D450×H1100	台
00036106	両開き型書庫	W900×D450×H1100	台
00036107	両開き型書庫	W900×D450×H1100	台
00036108	両開き型書庫	W900×D450×H1100	台
00036914	ノート型パソコン収納キャビネット	CAI-CAB22	台
00044660	ワークテーブル	トヨセットSWP-975MI	台
00044661	ワンタッチ移動式ワークテーブル	トヨセットSWRU-1590-11	台
00044662	ワンタッチ移動式ワークテーブル	トヨセットSWRU-1590-11	台
00044663	ワンタッチ移動式ワークテーブル	トヨセットSWRU-1590-11	台
00044664	ワンタッチ移動式ワークテーブル	トヨセットSWRU-1590-11	台
00044665	リフレッシュ丸テーブル	トヨセットLTS-757R-P	脚
00044666	リフレッシュ丸テーブル	トヨセットLTS-757R-P	脚
00044667	リフレッシュ丸テーブル	トヨセットLTS-757R-P	脚
00044668	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044669	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044670	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044671	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044672	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044673	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044674	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044675	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044676	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044677	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044678	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044679	リフレッシュチェア	トヨセットDCE-310V-B	脚
00044680	リフレッシュカウンターチェア	トヨセットDCE-315HV-B	脚

備品番号	品 名	規 格	単位
00044759	平行スタックテーブル	トヨセットSTR1860W+STR18T	脚
00044760	平行スタックテーブル	トヨセットSTR1860W+STR18T	脚
00044761	平行スタックテーブル	トヨセットSTR1860W+STR18T	脚
00044762	平行スタックテーブル	トヨセットSTR1860W+STR18T	脚
00044763	平行スタックテーブル	トヨセットSTR1860W+STR18T	脚
00044764	平行スタックテーブル	トヨセットSTR1860W+STR18T	脚
00044765	平行スタックテーブル	トヨセットSTR1860W+STR18T	脚
00044766	授乳イス	オリバーSCJ-6123	脚
00044767	サイドテーブル	オリバーSTL-339・N2・TC	脚
00044776	4人掛けベンチ	セイコーRD-44V-BU、W1980×D480×SH405	脚
00044777	4人掛けベンチ	セイコーRD-44V-BU、W1980×D480×SH405	脚
00044778	3人掛けロビーベンチ	トヨセットLA60-18V-B	脚
00044779	3人掛けロビーベンチ	トヨセットLA60-18V-B	脚
00044780	3人掛けロビーベンチ	トヨセットLA60-18V-B	脚
00044781	教卓	ライオンLLS-4000-H90	脚
00044782	教卓	ライオンLLS-4000-H90	脚
00044783	教卓	ライオンLLS-4000-H90	脚
00044784	大型TVテーブル（電源5個口付）	オーロラム-TV85LEB	台
00044807	木製丸テーブル	Φ570×H470、オリバーSTX-200・TD	脚
00044808	木製丸テーブル	Φ570×H470、オリバーSTX-200・TD	脚
00044809	木製丸テーブル	Φ570×H470、オリバーSTX-200・TD	脚
00044810	木製丸テーブル	Φ570×H470、オリバーSTX-200・TD	脚
00044859	ロッカー	W900×D515×H1790	台
00044860	ロッカー	W900×D515×H1790	台
00044861	ロッカー	W900×D515×H1790	台
00044862	ロッカー	W900×D515×H1790	台
00044865	ロッカー	W455×D515×H1790	台
00044866	ロッカー	W455×D515×H1790	台
00044867	ロッカー	W455×D515×H1790	台
00044868	ロッカー	W455×D515×H1790	台
00044869	ロッカー	W455×D515×H1790	台
00044870	ロッカー	W455×D515×H1790	台
00044871	ロッカー	W455×D515×H1790	台

改正

平成27年3月23日条例第2号

平成28年10月19日条例第71号

令和4年10月21日条例第73号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例

(目的及び設置)

第1条 地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄与するため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 支援施設の位置は、川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号とする。

(事業)

第3条 支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- (2) 図書、資料等を備え、及び利用に供すること。
- (3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者)

第4条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に支援施設の管理を行わせる。

- (1) 支援施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、支援施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った支援施設の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、支援施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の支援施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 支援施設の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第8条 支援施設の施設等を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条の許可をしない。

- (1) 施設等をき損するおそれのあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

(損害の賠償)

第19条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が

やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第2項及び第3項並びに第21条の規定は、公布の日から施行する。（平成21年4月28日規則第48号で平成21年5月9日から施行）

附 則（平成27年3月23日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
- (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
- (3) 第19条の規定 平成27年7月1日
- (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
- (6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
- (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
- (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
- (9) 第8条の規定 平成28年11月1日

附 則（平成28年10月19日条例第71号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年10月21日条例第73号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、

なお従前の例による。

別表（第9条関係）

1 施設利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
集会室	2,680円	3,800円	4,920円	11,400円
和室	670円	780円	1,120円	2,570円
調理室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
実習室	670円	780円	1,120円	2,570円
第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

単位	金額
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	3,360円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利

用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

改正

平成21年4月30日教育委員会規則第11号

平成21年5月29日教育委員会規則第13号

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

平成25年3月28日教育委員会規則第5号

平成28年11月1日教育委員会規則第18号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成20年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設（以下「支援施設」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、条例第4条第1項の規定により支援施設の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他委員会が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 指定管理者の募集期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、委員会が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他委員会が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の支援施設の管理に係る事業計画書及び収支計算書

- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
（指定管理予定者）

第4条 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第1条に規定する目的を達成する上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 委員会は、前条第1項に規定する委員会が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

（通知）

第5条 委員会は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

（協定）

第6条 指定管理者は、委員会と支援施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 協定の有効期間及び管理業務内容に関する事項
- (3) 引継ぎに関する事項
- (4) 利用許可に関する事項

- (5) 利用に係る料金に関する事項
- (6) 施設、設備及び物品の管理に関する事項
- (7) 管理者の配置、原状変更、事故等に関する事項
- (8) 管理に要する費用及び支払いに関する事項
- (9) 情報の公開に関する事項
- (10) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (11) 管理の業務の報告に関する事項
- (12) 損害賠償に関する事項
- (13) リスク分担に関する事項
- (14) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (15) 不十分な業務の実施に対する指定管理料の減額等に関する事項
- (16) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (17) その他委員会が必要と認める事項

（利用申請）

第7条 条例第8条の規定により、支援施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

（利用申請の期間）

第8条 支援施設の施設等の利用許可の申請期間は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設等を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までに予約の申込みをし、当該予約の承諾の通知を受けた日から申込月の28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、申請期間に申請が行われなかったこと等により生じた利用可能な施設等については、申請期間経過後においても、利用日前の3日まで利用許可の申請を行うことができる。

（利用許可書の交付）

第9条 指定管理者は、支援施設の施設等の利用許可をしたときは、原則として当該利用に係る許可書を申請者に交付するものとする。

（利用料金の減免申請）

第10条 支援施設の施設等の利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者に減免の申請をし

なければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として第7条の利用許可の申請と同時にしなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は次のとおりとする。

(1) 市がその事務事業のため使用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)

(2) 国又はその他の地方公共団体がその事業のため使用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)

(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)

(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のため使用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の支払)

第12条 条例第9条に規定する利用料金は、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。

(利用取消しの届出)

第13条 支援施設の施設等の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用を取り消そうとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の返還)

第14条 利用者が、前条の規定により、その施設等の利用の取消しを届け出た場合は、当該届出日とその利用日の3日前までにあっては利用料金の全額を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、条例第13条第4号及び第5号に該当し、指定管理者がその使用を取り消したときは、利用料金の全額を返還する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会が正当な理由があると認める場合は、委員会が認める額を返還する。

(利用回数の制限)

第15条 指定管理者は、支援施設の利用の公平を図るため、必要があると認めるときは、同一利用者に係る1月以内における施設等の利用回数を制限することができる。

(遵守事項)

第16条 利用者は、支援施設の利用に際しては支援施設の職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年 4 月30日教委規則第11号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (平成21年 5 月29日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年 3 月30日教委規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の川崎市市民館使用規則、川崎市教育文化会館使用規則、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の規定によりなされた許可又は許可の申請は、この規則の改正による改正後の規定によりなされた許可又は許可の申請とみなす。

附 則 (平成25年 3 月28日教委規則第 5 号)

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年11月 1 日教委規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料については、なお従前の例による。

指 定 管 理 者 指 定 書

川崎市教育委員会指令 第 号

住所

名称

代表者の氏名 様

を川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者に指定しましたので、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則第5条の規定により通知します。

年 月 日

川崎市教育委員会 印

指 定 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

事業者選定等に関する手続き要綱

26 川総行推第 287 号
平成 27 年 3 月 25 日総務局長決裁

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公の施設における指定管理者の選定等

第 1 節 所管局区の長による管理（第 3 条）

第 2 節 指定管理者制度の導入の適否（第 4 条—第 6 条）

第 3 節 指定管理者の選定（第 7 条—第 9 条）

第 4 節 指定管理者の評価（第 10 条—第 12 条）

第 3 章 民営化施設における設置運営等法人の選定（第 13 条—第 19 条）

第 4 章 補則（第 20 条・第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）第 244 条第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（法 244 条の 2 第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の選定等を公正かつ適正に実施するため、必要な手続きを定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所管局区 川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）第 1 条に掲げる局及び本部、区役所並びに教育委員会事務局
- (2) 選定評価委員会 川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）（以下「設置条例」という。）に規定する所管局区の民間活用事業者選定評価委員会
- (3) 事業者選定委員会 設置条例に規定する川崎市保育所等整備事業者選定委員会
- (4) 民営化施設 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 3 項に規定する施設及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する施設のうち民設民営に移行する又は譲渡を行う施設
- (5) 設置運営等法人 前号に規定する施設の設置運営等を行う又は譲渡を受ける民間事業者

第 2 章 公の施設における指定管理者の選定等

第 1 節 所管局区の長による管理

（所管局区の長による管理）

第 3 条 公の施設を所管する所管局区の長（以下「所管局区長」という。）は、公の施設の管理運営について常に的確に把握し、適正かつ効率的な運営を図らなければならない。

第2節 指定管理者制度の導入の適否

（調査審議の依頼）

第4条 所管局区長は、指定管理者制度の導入の適否について、選定評価委員会にその調査審議を依頼しなければならない。

（調査審議に係る提出資料）

第5条 前条の規定により調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議依頼書（第1号様式）と次に掲げる資料等の写しを選定評価委員会に提出する。

- (1) 所管課からの報告書
- (2) その他参考資料

（調査審議）

第6条 選定評価委員会は、前条の規定により提出された資料等に基づき、公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議を行い、その結果を公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議結果通知書（第2号様式）により、所管局区長に通知する。

第3節 指定管理者の選定

（調査審議の依頼）

第7条 所管局区長は、公の施設の指定管理者の選定に際し、公告により申請してきた法人その他の団体の調査審議を選定評価委員会に依頼しなければならない。

（調査審議に係る提出資料）

第8条 前条の規定により調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の指定管理予定者調査審議依頼書（第3号様式）と次に掲げる資料等の写しを選定評価委員会に提出する。

- (1) 法人その他の団体からの申請書
- (2) 施設の管理に関する事業計画書
- (3) 施設の性質又は目的に応じて定める選定基準（以下「選定基準」という。）
- (4) その他参考資料

（調査審議）

第9条 選定評価委員会は、施設の条例、規則及び選定基準等に従い、公の施設の指定管理者としての適否を調査審議し、その結果を公の施設の指定管理予定者調査審議結果通知書（第4号様式）により、市長（公の施設が青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター、子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の場合にあつては、こども未来局長、有馬・野川生涯学習支援施設の場合にあつては、宮前区長。）に通知し、青少年教育施設及び有馬・野川生涯学習支援施設の場合を除き、市長は、公の施設の指定管理予定者を決定する。

2 前項の規定に基づき、こども未来局長にあつては、青少年教育施設、宮前区長にあつては、有馬・野川生涯学習支援施設に係る通知を受けたときは、当該審査結果を教育委員会に通知するものとする。

第4節 指定管理者の評価

（調査審議の依頼）

第10条 所管局区長は、公の施設の指定管理者の行った管理運営業務の内容等について、選定評価委員会に評価に関する調査審議を依頼しなければならない。

2 評価は、毎年度行わなければならない。

3 指定期間が定められている場合、原則として、その最終年度において、総括評価を行わなければならない。

（調査審議に係る提出資料）

第11条 前条の規定により評価に関する調査審議を依頼する所管局区長は、公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議依頼書（第5号様式）と次に掲げる資料等の写しを選定評価委員会に提出する。

- (1) 所管課からの報告書
- (2) 法人その他の団体からの報告書
- (3) その他参考資料

（調査審議）

第12条 選定評価委員会は、前条の規定により提出された資料等に基づき、指定管理者の評価に関する調査審議を行い、その結果を公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議結果通知書（第6号様式）により、所管局区長に通知する。

第3章 民営化施設における設置運営等法人の選定

（合同開催）

第13条 調査審議対象の民営化施設が、当該施設以外の施設との合築である場合であって、当該合築施設について、設置運営等法人の選定評価委員会がある場合には、事業者選定委員会の承認を得て、当該選定評価委員会と合同で事業者選定委員会を開催することができる。

（調査審議の依頼）

第14条 こども未来局長は、民営化施設の設置運営等法人の選定に際し、申請してきた法人の調査審議を事業者選定委員会に依頼しなければならない。

（調査審議に係る提出資料）

第15条 前条の規定により調査審議を依頼するこども未来局長は、民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議依頼書（第7号様式）と次に掲げる資料等の写しを事業者選定委員会に提出する。

- (1) 法人からの申請書
- (2) 選定基準
- (3) その他参考資料

（調査審議）

第16条 事業者選定委員会は、選定基準等に従い、民営化施設の設置運営等法人としての適否を調査審議し、その結果を民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議結果通知書（第8号様式）により、市長に通知し、市長は、民営化施設の設置運営等法人を決定する。

第4章 補則

（委員会の庶務）

第17条 選定評価委員会及び事業者選定委員会の庶務は、議事に係る所管局区において処理する。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（民間活用推進委員会設置要綱の廃止）

2 民間活用推進委員会設置要綱（平成22年5月17日22川総行革第43号市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議依頼書

（附属機関名）

（委員長名）

局（区）長

件 名	依 頼 課 名			
	依 頼 番 号			
	依 頼 年 月 日			
施 設 名 称				
施 設 所 在 地				
審議内容				
添付資料				

年 月 日

公の施設の指定管理者制度の導入の適否に関する調査審議結果通知書

局（区）長 様

（附属機関名）
（委員長名）

件 名	依 頼 課 名	
	依 頼 番 号	
	依 頼 年 月 日	
施 設 名 称		
施 設 所 在 地		
指 定 期 間		
審議結果		

(文 書 番 号)
年 月 日

公の施設の指定管理予定者調査審議依頼書

(附属機関名)

(委員長名)

局（区）長

件 名	依 頼 課 名		
	依 頼 番 号		
	依 頼 年 月 日		
施 設 名 称			
施 設 所 在 地			
指 定 期 間			
公の施設の指定管理者が行う管理運営業務の範囲			
添付資料			
申請者			
	法人・団体名	代表者名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			

年 月 日

公の施設の指定管理予定者調査審議結果通知書

局（区）長 様

（附属機関名）

（委員長名）

次のとおり、公の施設の指定管理予定者の審査結果について、通知します。

件 名	依 頼 課 名							
	受 付 番 号							
施 設 名 称								
施 設 所 在 地								
指 定 期 間								
選定基準	配点	団体A	団体B	団体C	団体D			
①事業目的の達成 とサービスの向 上への取組	点	点	点	点	点			
②事業経営計画と 管理経費縮減等 への取組	点	点	点	点	点			
③事業の安定性・継 続性の確保への 取組	点	点	点	点	点			
④応募団体自身に ついての評価	点	点	点	点	点			
⑤応募団体の取組	点	点	点	点	点			
実績評価点 (標準を0点として、 加減点)		点	点	点	点			
合 計	点	点	点	点	点			
留意事項								

(注) 団体欄は、具体的な団体名を記載すること。

(文 書 番 号)
年 月 日

公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議依頼書

(附属機関名)

(委員長名)

局（区）長

件 名	依 頼 課 名	
	依 頼 番 号	
	依 頼 年 月 日	
施 設 名 称		
施 設 所 在 地		
指 定 期 間		
評 価 対 象 年 度		
公の施設の 指定管理者	法 人 ・ 団 体 名	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
添付資料		

年 月 日

公の施設の指定管理者の評価に関する調査審議結果通知書

局（区）長 様

（附属機関名）

（委員長名）

次のとおり、評価を行いましたので、通知します。

件 名		依 頼 課 名	
		受 付 番 号	
施 設 名 称			
施 設 所 在 地			
指 定 期 間			
評 価 対 象 年 度			
公の施設の指定管理者	法人・団体名		
	代表者名		
	所在地		
評価結果			

（文 書 番 号）
年 月 日

民営化施設の設置運営等法人の選定に関する調査審議依頼書

（附属機関名）

（委員長名）

局（区）長

件 名	依 頼 課 名		
	依 頼 番 号		
	依 頼 年 月 日		
施 設 名 称			
施 設 所 在 地			
添付資料			
申請者			
	法人・団体名	代表者名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			

局（区）長 様

(委員長名)

件 名		依 頼 課 名	
		受 付 番 号	
施 設 名 称			
施 設 所 在 地			
留意事項			

民間活用事業者選定評価委員会等の委員の選任に関する指針

3 川総行革第 622 号
令和 4 年 3 月 29 日総務企画局長決裁

(目的)

第 1 条 この指針は、「川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）」（以下「設置条例という。」）に規定する民間活用事業者選定評価委員会等の委員の選定にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象機関)

第 2 条 この指針において手続きの対象となる機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置条例に規定する川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）第 1 条に掲げる局及び本部、区役所並びに教育委員会事務局の民間活用事業者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）
 - (2) 設置条例に規定する川崎市保育所等整備事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）
- 2 前項に掲げるもの以外の施設の管理運営等に関する事業者の選定等を所掌事務とする附属機関及び公営企業管理者が設置する前項に掲げるものに類似したものについては、この指針に準じた措置及び適正な運用を図るよう努めるものとする。

(委員の選任)

第 3 条 前条第 1 項 1 号及び 2 号に規定する選定評価委員会及び事業者選定委員会の委員は、次に掲げる学識経験者から選任することを基本とする。

- (1) 当該民間活用事業に関して専門的知識又は経験を有する者
 - (2) 公認会計士又は税理士
 - (3) その他民間活用事業の特性に応じて調査審議に必要と認める者
- 2 前項に掲げる委員のほか、会長が必要と認める場合は、関係職員その他関係者を出席させることができる。また、関係者に資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥等)

第 4 条 民間活用事業者の選定に際し、公告により申請してきた民間事業者その他の団体と自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に利害関係があるなど公正な判断をすることができないと認められる委員は、当該選定案件に係る議事から除くものとする。

- 2 民間活用事業者の行った民間活用事業の評価に際し、当該民間活用事業者と自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に利害関係があるなど公正な判断をすることができないと認められる委員は、当該評価案件に係る議事から除くものとする。
- 3 前 2 項の規定に抵触していた事実が事後に判明した場合は、原則としてすべての委員を入れ替え、改めて選定、評価を行うものとする。

(委任)

第5条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。